

長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しについて

長野県ゼロカーボン推進課

1 目 的

- ・長野県ゼロカーボン戦略（令和3年6月策定）は、計画期間が令和3年度から令和12年度までの10年間で、策定時から5年目の令和7年度を見直し時期として予め定めている。
- ・これまでの取組の成果を踏まえつつ、本県を取り巻く新たな課題や国内外の動向の変化に的確に対応する内容に見直す必要がある。

2 戦略の法的な位置付け

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定による地方公共団体実行計画
- ・長野県地球温暖化対策条例第8条の規定による地球温暖化対策推進計画
- ・長野県脱炭素社会づくり条例第7条の規定による行動計画

3 戦略策定後の状況変化、課題等

- (1) 世界：エネルギー安全保障の要請の高まり。脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きの急激な強まり。
- (2) 日本：GX推進法の制定（R5.5）。地球温暖化対策計画の改定及び第7次エネルギー基本計画の策定（R7.2。温室効果ガス削減目標は、R12（2030）年度の対2013年度△46%を維持するとともに、R17（2035）年度の同△60%を新設。）。
- (3) 県内：電気自動車の普及、既存建築物の省エネ化、産業・業務部門の省エネ化、再生可能エネルギーの普及等に係る課題の顕在化。これらを踏まえた長野県ゼロカーボン戦略ロードマップの策定（R5.11）。

長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しについて

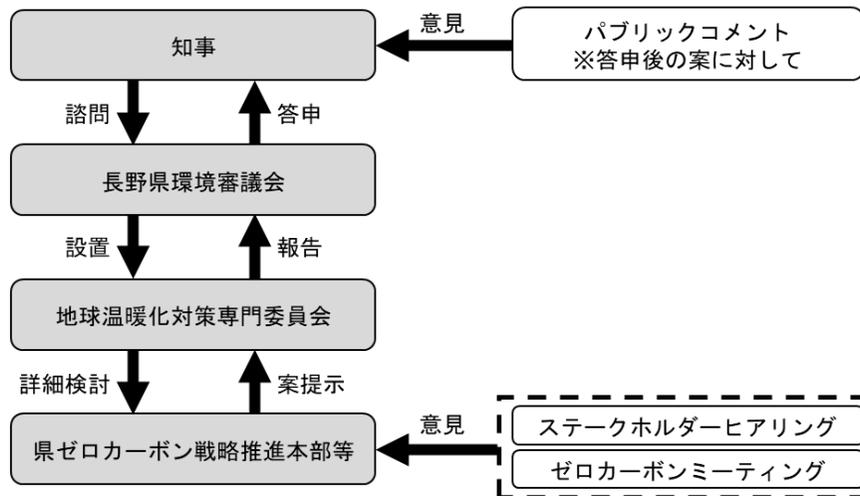
4 主要論点

現在の戦略目標と各施策の進捗状況から、以下の論点を中心に検討が必要。

- (1) 運輸部門の省エネルギー対策
- (2) 家庭部門の省エネルギー対策
- (3) 産業・業務部門の省エネルギー対策
- (4) 再生可能エネルギーの利用拡大
- (5) 環境行動の変容の促進
- (6) 温暖化への適応策の推進

5 検討体制、スケジュール

(1) 検討体制



長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しについて

(2) スケジュール (案)

